

笠間市告示第168号

平成19年第3回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成19年7月20日

笠間市長 山口伸樹

1. 期 日 平成19年7月27日(金)
2. 場 所 笠間市議会議場
3. 付議事件 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成19年第3回笠間市議会臨時会会期日程

	月 日	曜日	会議名	議 事
1	7月27日	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成19年第3回  
笠間市議会臨時会会議録

平成19年7月27日 午前10時00分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	9	番	村	上	典	男	君
	26	番	常	井	好	美	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	石川和宏君
教育長	飯島勇君
市長公室長	永井久君
総務部長	塩田満夫君
市民生活部長	野口直人君
福祉部長	保坂悦男君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	青木繁君
都市建設部長	小松崎登君
上下水道部長	早乙女正利君
教育次長	加藤法男君
消防長	吉井勝蔵君
会計管理者	成田均君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木健二
事務局次長	中田明
次長補佐	柴山昭
係長	山田正巳

議事日程

平成19年7月27日(金曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

午前10時00分開会

開会の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は25名であります。欠席議員は8番西山 猛君、9番村上典男君、26番常井好美君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回笠間市議会臨時会を開会いたします。

---

市長あいさつ

議長（石崎勝三君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成19年第3回笠間市議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙のところ、臨時会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今臨時会におきましては、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを初めとする議案2件のご審議をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

---

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

西山議員が着席をいたしました。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番石松俊雄君、11番畑岡 進君を指名いたします。

---

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、去る7月20日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長より、ご報告をいただきたいと思っております。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、7月20日、全員協議会終了後、委員会室において議長及び総務部長の出席を得て、平成19年第3回笠間市議会臨時会の会期及び議事日程等について協議をいたしました。

今回の臨時会については、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、及び平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の計2件であるため、会期を7月27日の1日間とし、議案の委員会付託を省略し、即決することで決定を見ました。

以上、ご報告いたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第3、議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の規定に基づく、本年度の介護納付金額が決定したことにより、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、保健衛生部長から説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） それでは、補足説明の前に介護納付金給付金についてご説明申し上げます。

お手元にご配付してございます国民健康保険に係る介護保険給付費の参考資料をごらんいただきたいと思っております。

円グラフをごらんいただきたいと思っております。上の網かけの介護給付費9割という部分について、円グラフで表示をしてございます。

この財源内訳につきましては、円グラフの白い部分でございますが、国庫負担金25%、都道府県12.5%、市町村が12.5%で5割、50%を占めております。残りの50%を65歳以上の方が年金等から差し引かれる保険料19%と、今回改正案をお願いしてございます社会保険診療報酬支払基金への交付金ということで13%で成り立っております。

この31%につきましては、矢印の下の枠にあります医療保険者である政府管掌健康保険、健康保険組合、国民健康保険、共済組合などで、介護給付費納付金としまして社会保険診療報酬支払基金へ納付をいたすわけでございます。

中段の枠の中にあります網かけの国民健康保険からの矢印は、笠間市の平成19年度の国民健康保険からの介護給付金額5億1,112万9,825円でございます。そのうち2分の1である2億5,556万4,912円につきましては、40歳から64歳までの国保税の介護分としての必要額ということでございます。

よって、一番下の表の現行の税率でいきますと2,704万7,024円の減ということで、不足を生じることから、改正案の所得割2.2%、均等割の1万2,000円が不足するというので、今回の改正案をお願いするものでございます。

それでは、補足説明をいたします。

議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足して説明申し上げます。

一番最後のページの参考資料をごらんいただきたいと思っております。

別表第1第5条関係の介護納付金課税額の右側の表になるわけですが、所得割「1.9%」を左側の表の改正案「2.2%」に、また同じように被保険者均等割「1万500円」を「1万2,000円」に改めるものでございます。

なお、この改正に伴い別表第2、介護納付金課税額第11条第1項第1号の項中「7,350円」を「8,400円」に、同条同項第2号項中、「5,250円」を「6,000円」に、続きまして3号でございますが、「2,100円」を「2,400円」に改めるということでございます。

なお、附則につきまして、この条例施行日は平成19年4月1日からの適用ということになります。

また、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

以上で、議案第77号の補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 16番横倉きんです。

何点かについて質問をいたします。

ここに出ていますように、今度のあれで1.9%から2.2%、均等割が1万500円が1万2,000円に引き上げるということで、1人平均2,396円の値上げになるとしてあります。

第1点の質問は、国民健康保険税にかかわる介護分の金額について、この2,396円は平均ですが、所得金額によってどう負担が変わるか、ふえるのか。大体2人平均が多いものですから、2人世帯についてどういう計算になるか伺いたい。

今度の前年度の幾らになるか。そして、新しい計算によると、前年度に対して、どのくらいの負担がふえるのかをお聞きしたい。ランクとしてはまず初めに50万円が幾らになって、どれだけの負担になるか。ちょっと待ってください。

所得金額50万円の方が改正後にどれだけの金額になるか、2人で計算していただきたいと思えます。そして、差し引き幾らの負担増になるか、50万円、100万円、150万円、200万円、300万円、400万円、一応上限が9万円ということなので、その点で第1点目の質問、1点目はその質問です。

それから、2点目としまして、旧友部町の平成17年度の介護の所得割は0.85%でした。平均均等割は9,000円で、去年18年度は所得割が1.9%、均等割が1万500円、そして今回の2.2%、均等割が1万2,000円ということになるわけで、所得割としては2.5%、均等割としては2年間で3,000円の値上げになるわけです。

こういう傾向は、全国的にもこの傾向ははっきり出ていると思えますが、この将来の税率の推移について、市としてはどのように見ているか伺います。

3点としまして、収納率です。一応この前にいただいた資料でも87%ということになっ



ておりますが、収納率は、3年前の収納率の推移どのように変わっているかお伺いします。  
第1点目の質問です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほどの参考資料の説明で、社会保険診療報酬支払基金のパーセンテージを「13%」と申しましたが、「31%」の誤りでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それから、ただいまの横倉議員のご質問でございますが、所得割に対しての改正前、改正後の変更額というか、増額ということのご質問でございますが、50万円の所得でございますと、改正前が1万3,700円、改正後が1万5,700円、差し引き2,000円の増ということになります。

また、100万円の所得に対しましては3万3,700円、改正後が3万8,700円、差し引き5,000円の増でございます。

150万円の方については、4万3,200円、4万9,700円、6,500円の増額ということになります。

200万円の方につきましては、5万2,700円、6万700円に改正になりまして8,000円の増。

300万円の方につきましては、7万1,700円、改正後ですと8万2,700円で1万1,000円の増。

400万円の方につきましては、限度額の9万円ということになります。

それから、将来の見込みということでございますが、確かに平成12年度よりこの介護保険制度が始まりまして、当初から見れば約倍の金額ということになっております。ただ、現在、医療制度改革等もございまして、単純に前年度に対して同じパーセントでふえるのかということも、これは問題もあるかと思いますが、今、健康に対しましては、笠間市ばかりでなくて全国的な動きだと思っておりますが、健康に対する意識改革、課によっては健康体操など、シルバー体操とか、人間ドック等のいろいろな健康に関する意識が変わってきておりまして、そういうもの勘案すれば、このままの推移で移行するというものばかりではないのかなと考えております。

金額等については、この段階では申し上げることはできませんが、そういうことを踏まえれば、今までの推移ではないという認識をしております。

私の方からは以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 16番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

国保税の収納率の推移ということでございますけれども、これにつきまして、ちょっと手元に資料がございませんので、大変申しわけございませんが、すぐ調べまして報告をさせていただきます。済みません。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 介護分の収納率だけでございますと、平成17年度は87.07%、平成18年度は85.68%、19年度は当初としましては約87%を見込んでございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） これ2年間でも、去年よりは約2%収納率が落ちているわけですね。今の保健衛生部長の答弁ですと、このままは上がらないよと、はっきりはお答えいただけませんでしたけれども、今のままではどんどん上がっていくという状況が考えられるわけですね。そういう点で次に質問いたします。

国民健康保険税の滞納について伺いたいと思います。

この所得層により滞納世帯を知りたいと思いましたが、なかなかすぐ出ないということで、国税の納税額による滞納件数と件数割合について伺いたいと思います。

10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上ということで答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 16番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

滞納者の中での、いわゆる額、10万円未満、それから、10万円以上30万円未満のそれぞれの階層別の、金額別の滞納者の割合ということでございますけれども、まず10万円未満につきましては、平成18年度分で見ますと59.62%になってございます。それから、10万円以上30万円未満の方については32.79%、それから、30万円から50万円未満の方については6.38%、50万円以上100万円未満の方については1.21%という内容になってございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 今の答弁で、やはり金額が少ないほど滞納者が多いということですね。所得の少ない人にとっての負担増がこれだけ重いのかと思います。そういう中では高過ぎて払えない実態が見えてきたのではないかと思います。

現在発行されている資格証明書の件数、短期保険証の発行件数、あと滞納率について伺います。

〔発言する者あり〕

議長（石崎勝三君） 横倉きん君に申し上げます。

質疑は3回でございますので、今のは質疑の範囲を超えているもので、横倉君、済みませんが、取り消すか、やめるかしてください。

〔「では、以上で終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略し直ちに討論、採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

一昨年以來の相次ぐ各種増税は、多くの市民を直撃し、その負担は大きくなり、社会的格差はますます大きくなっているのが現状です。今回の介護保険納付金の改正を見ると、その傾向を強めるものと言わざるを得ません。40歳から64歳までの働き盛りといわれる人たちに対するこの増税は、1人当たり平均2,396円とされています。

しかし、先ほどの質疑にもありましたが、所得50万円の人が1万3,700円から1万5,700円になって2,000円になると、その間さまざまランクがありますが、300万円の方は7万1,700円から8万2,700円と1万1,000円の増であります。また、400万円以上は9万円の頭打ちということで変わらずとなっております。

この数字が示していることは、平均が2,396円であるとするならば、50万円前後の所得階層が多数を占めているということになるのではないのでしょうか。今でさえ生活の困難な人への追い打ちをかけることになりはしないか懸念します。

定率減税、高齢者控除等の廃止により、所得の低い人たちは増税額が大きくなっており、その一方で高額所得者が減税になっている現状があります。

以上の点から、滞納者がふえる要素となるような、また貧富の格差が拡大している中で、このような増税案には反対いたします。

議員諸兄の賛同を賜りますようお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数であります。よって、議案第77号 笠間市国民健康保険

税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(石崎勝三君) 日程第4、議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,388万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,188万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健衛生部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長(石崎勝三君) 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長(仲村 洋君) 議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正予算の主なものは、社会保健診療報酬支払基金への介護納付金額の決定及び本算定による国保税額の確定によるものでございます。

それでは、歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税6,348万9,000円の減の内訳でございますが、1節の医療給付費分現年課税分で3,486万4,000円の減、2節の介護納付金分現年課税分2,862万5,000円の減、及び2目退職被保険者等国民健康保険税のうち、介護納付金分現年課税分で465万7,000円を減額してございます。

これは本算定に伴う減額補正ということでございます。

次に、3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金541万円の増でございますが、老人保健拠出金負担金1,716万4,000円の増、介護納付金負担金1,175万4,000円の減でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金143万2,000円の増でございます。

次に、4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金2,621万4,000円の増は、退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当分における確定額でございます。

5款県支出金、2項1目財政調整交付金111万3,000円の増となるものでございます。

次に、9款1項1目繰越金でございますが、歳計余剰金2億1,786万6,000円を増額するものでございます。

8ページをお開き願います。

続いて、歳出でございますが、3款1項1目老人保健医療費拠出金7,669万8,000円の増、また3款1項2目老人保健事務費拠出金55万1,000円を増額するものでございます。

4款1項1目介護納付金3,457万円の減額は、当初見込み額として計上した金額が5億4,570万円で、当年度決定額が5億1,113万円となったためでございます。

8款1項3目償還金9,346万9,000円の増でございますが、療養給付費等負担金精算国庫返納金でございます。

予備費につきましては、収支の均衡を図るために4,774万1,000円を増額するものでございます。

以上で議案第78号の補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員であります。よって、議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

〔「1人立っていないよ」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 失礼します。「全員」を「起立多数」に訂正いたします。

よって、議案第78号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
これにて平成19年第3回笠間市議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでございました。

午前10時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 畑 岡 進